

関市民憲章 (昭和50年10月15日制定)

わたくしたちは、自然に恵まれた伝統ある刃物のまちの市民であることに誇りと責任を持ち、感謝の心で、郷土を住みよくするために、みんなで力をあわせます。

育てよう 　　こころ豊かなまちづくり
鍛えよう 　　からだ丈夫なまちづくり
伸ばそう 　　希望あふれるまちづくり

■市章

昭和38年7月17日に関市の象徴として定められたもので、「セキ」を図案化し、丸くおさまり、外に向かって発展する意を表しています。



■シンボルマーク

全体としては刃物をモチーフに、人と人とのふれあい、豊かな自然、交通網の結節点などを表現し、21世紀へと伸びる発展的で斬新なイメージをデザインしています。



■関*はもみん

ウサギをモチーフに、耳は関市の代表的産業の刃物で未来を切り開くイメージからハサミになっています。新芽のしっぽをつけて新たな発展を表現して、関市とともにキャラクターも育てほしいという願いが込められています。



市の木	す	ぎ			
市の花	き	く			
市の鳥	か	わ	せ	み	
市の魚	あ	ゆ			
市の色	わ	か	く	さ	いろ

関市のキャッチフレーズ

ときめき きらめき

いきいきせきし

環境都市宣言（平成12年3月27日関市告示第19号）

私たちのまち関市は、緑豊かな大地と清流長良川の恵みを受け、多くの伝統や文化を守り育てながら栄えてきました。

しかし、急速に発展した現代社会は、ものの豊かさ便利さとひきかえに地球温暖化、オゾン層の破壊など私たちの生活を脅かす数多くの環境問題を生み出しています。

次の世代に健全な環境をおくることを目指すため、今こそ、私たちが、自然の尊さや、そのもたらす恵みについて考え、積極的な行動を起こさなければなりません。

私たちのまち関市は、人と自然が共生できる社会をつくり上げていくため、これまで以上に環境の保全に努めるとともに、豊かで快適な環境を積極的に作り出すことを決意し、ここに「環境都市」を宣言します。

目 次

特 集 令和7年度 関市の環境トピックス

- (1) もったいないをなくすあん 《エコポリス事業》…………… 1
- (2) 環境フェアせき2025を開催…………… 2
- (3) 関市独自の生き物図鑑 制作中!…………… 3

本 編 令和6年度 関市の環境の状況に関する年次報告書

第1章 環境政策のあらまし	
1. 関市の環境政策体系……………	4
2. 環境行政のあゆみ……………	7
3. 自然環境……………	10
4. 環境関連法規……………	12
第2章 第二期関市環境基本計画……………	14
第3章 自然環境	
1. 希少野生生物分布調査……………	19
第4章 公害苦情	
1. 苦情件数の推移……………	22
第5章 大気汚染	
1. 大気汚染に係る環境基準……………	23
2. 有害大気汚染物質に係る環境基準……………	23
3. 微小粒子状物質に係る環境基準……………	23
4. 大気汚染測定結果……………	24
第6章 水質汚濁	
1. 水質汚濁に係る環境基準……………	25
2. 河川水質調査結果……………	27
3. 農薬に関する指針等……………	31
4. 地下水汚染対策……………	35
5. カワゲラウォッチング……………	36
第7章 騒音・振動	
1. 騒音及び振動に係る環境基準……………	37
2. 環境騒音調査結果……………	40
3. 工場及び事業場における届出と規制……………	42
4. 特定施設一覧……………	43
5. 特定建設作業……………	46
6. 騒音・振動対策……………	48

第8章 悪臭	
1. 悪臭物質の規制基準	49
第9章 化学物質・土壌汚染	
1. 化学物質	50
2. 土壌汚染	51
第10章 廃棄物	
1. 廃棄物の推移	53
2. ごみ減量化補助金等交付状況	55
第11章 地球温暖化対策	
1. 国・県の動向	56
2. 関市環境基本計画等における温室効果ガス削減への取組	56
3. 関市環境マネジメントシステム	57

資料編

1. 用語解説	
・環境全般	58
・環境汚染、公害等	59
2. 例規	
・関市環境基本条例	65
・関市環境審議会規則	69
・関市ポイ捨て等防止条例	71
・関市ポイ捨て等防止条例施行規則	74